

社会福祉法人の合併等を推進する事業について

社会福祉法人は、戦後、社会福祉事業が公的責任により実施されることになると、民間社会福祉事業の自主性の尊重と経営基盤の安定等の要請から、旧民法第34条の公益法人の特別法人として1,951（昭和26年）に制度化された。

社会福祉法人は、旧社会福祉事業法に基づく規制や監督を受けながら、主として国からの措置事業を担う公共的な性格を有する法人として機能してきた。以来、長きにわたり、社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手として、我が国の社会福祉を支えてきた。

2000年（平成12）年の介護保険法の施行、同年の社会福祉事業法の改正による社会福祉法の成立により、サービスの利用の仕組みを措置から契約に転換し、多様な経営主体を参入させることにより、利用者の選択の幅を広げるとともに、事業者の効率的な運営を促し、サービスの質の向上と量の拡大を図ってきた。

近年、地域においては、生産年齢人口の減少をはじめとする本格的な人口減少社会の到来、福祉ニーズの複雑化、多様化、地域社会の変化が進んでおり、社会福祉法人にもこうした変化に応じた対応が求められている。

公共性と非営利性の両面を備えた社会福祉法人が今後の、人口減少や複雑化・多様化する福祉ニーズへの対応、災害等の非常時における事業継続など、地域社会からの様々なニーズに応え、良質な福祉サービスが提供できるよう法人の自主的判断のもとに法人の合併、事業譲渡等を推進する国のガイドライン（社援基発0911号2号令和2年9月11日）に基づき、社会福祉法人の公明正大な流通を図ることで経営意欲を失った法人や弱小法人を救い、そこで働く職員の雇用を安定させ、サービス利用者の生活の安定を図り、もって社会法人事業者の適正規模化を推進する。

NPO 法人福祉サービス経営調査会「社会福祉法人の合併等を推進する事業」運営規定

(目的)

第1条 この規定は、NPO 法人福祉サービス経営調査会（以下「当法人」という）が行う「社会福祉法人の合併等を推進する事業」の運営に関する運営方針、運営手続き等について必要な事項を定め、社会福祉法人の公正で適正な合併に資することを目的とする。

(運営方針)

第2条 当法人が行う社会福祉法人の合併等を推進する事業の公正正大な推進を図ることと経営困難に陥っている社会福祉法人や経営意欲を失っている社会福祉法人の合併を促進し、その法人で働く職員の雇用を安定させ、もってサービス利用者の生活の安定の向上を図るものとする。

(委員会の設置)

第3条 第2条の方針を着実に実行するため、当法人に基本財産保全委員会を設置する。

(委員会の任務)

第4条 基本財産委員会は、売却を希望している社会福祉法人（以下「売り手法人」とい）が法人設立時に出資した投資額を把握するため、その法人設立者からの状況確認及び関係財務諸表等から投資額を確認し、買い手を希望している法人（以下「買い手法人」という。）、売り手法人、双方の合意を得るものとする。

(委員会の組織)

第5条 基本財産保全委員会は、委員長、公認会計士、弁護士、社会保険労務士及び関係団体の代表者等で構成し、当法人理事長、顧問及び当法人理事会で協議し、指名する。

(委員長の職務)

第6条 委員長は、当法人の理事長をもって充て、委員長は委員会の会務を統括し、会議を招集し、その議長となる。

(協議)

第7条 委員長は、外部機関である金融機関に評価額を依頼し、基本財産保全委員会で双方の妥協額を見出した時は、売り手法人、買い手法人の合意金額を決定しなければならない。

(合意金額の受領)

第8条 委員長は、前条に基づき買い手法人から受領した金額から所要額を売り手法人に交付し、残額は当法人の指定口座に振込しなければならない。

(その他)

第9条 この規定に定めるもののほか、その他の運営について必要な事項は委員長が定める。

付則

この規定は、令和7年12月19日から施行する。

社会福祉法人合併等の推進要項

(趣旨)

第1 社会福祉法人の事業は、公益性、非営利性を発揮し、社会福祉法人に寄せられている期待に応える非営利法人として、経営基盤を強化し良質かつ適正なサービスを提供する観点から社会福祉法人の合併等を推進する。

(合併)

第2 社会福祉法人の合併は、社会福祉法に規定され、社会福祉法人間のみで認められている。

新設合併	合併により既設の法人の全てが解散し、新たな法人を接立する。
吸収合併	合併により1つの法人のみが存続し、他の法人を吸収（解散）する。なお、合併後存続している法人が、消滅した法人の一切の権利義務を承継する。

事業譲渡	事業譲渡とは、事業の譲渡と事業の譲り受けを総称したものである。
------	---------------------------------

(その他)

第3 合併、事業譲渡等については、社会福祉法等に定められた手続きで行う必要がある。また、持ち分や配当がなく、残余財産は他の社会福祉法人又は学校法人、公益財団法人等の社会福祉事業を行う者に帰属し、処分されない財産は国庫に帰属すると定められている。

付則

この要項は、令和7年12月19日から施行する。